

平成28年度 北海道小学校長会

第5回理事研修会

情 勢 報 告



教育情勢について、国内の情勢から3点と道内の情勢から1点をお話する。

1点目は、新学習指導要領についてである。

今回の改定案の概要が記載されている。改訂の特徴として、「竹島、尖閣列島は固有の領土」、研究を踏まえた変更として「聖徳太子は厩戸王・消える鎖国」、目玉「アクティブ・ラーニング」は、中教審が定義した「主体的・対話的で深い学び」に置き換わり、言葉自体は採用されなかった。

奈良学園大学の梶田叡一学長が「次期学習指導要領は、子どもの主体性の育成を柱に据えた。将棋で例えると従順な『駒』ではなく『指し手』を育てるということだ。一方、こうした趣旨を学校現場が十分に理解しないと実現は難しい。小学校での英語の教科化などでカリキュラム・マネジメントも必要となり教員にも主体性が求められる。」と述べている。

「領土問題」の改定案について、「安倍政権の考え方や第1次安倍政権で改正された教育基本法の『伝統と文化を尊重』『我が国と郷土を愛する態度』といった理念が色濃く反映されている。『領土』に関する記述でより鮮明になった」と新聞報道にある。こうした改定案について八木麗澤大学教授は「グローバル化する社会では、日本人としての存在や、文化の根にあるものを確認する作業が必要で、あえて学校で教えることに意義がある。日本の領土を深く知ることによって他国の人とも議論できるようになる」と評価している。一方で、小森陽一東京大学教授は、「教育の目的が、個人の人格の完成から、国家や企業の要請に応える人材育成に転換し、指導要領の人間観そのものが変わった」と批判している。

識者や教育現場からのコメントがある。この中で、神奈川大学・安彦忠彦特別招聘教授は、「これまでの学習指導要領に比べると、抑制的とはいえ非常に細かい部分まで書き込まれ、もはや従来の『大綱的基準』とは異なる印象だ。」と述べている。「多忙な現場、特に経験の浅い世代の教員には細かな記述を『不自由なもの』ではなく、『親切なもの』と受けとめる向きがある。2、3年はそれでよいかもしれないが、次第にマニュアル化し形骸化する恐れはないか」と述べているのが、印象的である。

ある新聞の編集委員は、「今回の学習指導要領は、これまでの『ゆとり』か『つめこみ』か

の議論を超え、学ぶ『質』と『量』の二兎を追うものだ。だが、ただでさえ教員の多忙が指摘される中、学校現場が担いきれなければ『絵に描いた餅』になる懸念もある。」としている。また、「そのためには、教員自身の学ぶ時間と場が欠かせないが、容易ではない。連合総研の調べでは、週60時間以上働く公立小中の教諭は7割を超える。精神疾患で病休をとる人は年間5千人台で高止まりしている。」と述べている。さらに、「10年近く前に改定された今の指導要領では、授業時間が40年ぶりに増えた。だが、中央教育審議会が『何よりも必要』と訴えていた教員の十分な配置は見送られてしまった。文科省が旗を振り、財務省は財政支出を渋る。行政の縦割りから車輪の片方しか回らない状態では、教員と子どもたちがしわ寄せを受けるばかりだ。学校や教員の現実を踏まえない改革は、もはや限界である。盛りだくさんの指導要領を掲げ、その狙いを実現しようとするなら、国はよほどの覚悟で条件整備に取り組む必要がある。」と述べている。

2点目は、小学校外国語教育に関わる準備についてである。

お配りした資料の中に、2018年度からの次期学習指導要領の先行実施に向けた各教育委員会や学校の取組を支援するための教材や指導書、資料の配布の日程が、「小学校外国語教育に係わる新教材の開発・整備実施スケジュール 2017年1月現在」として記載されているので、参考にしてほしい。

また、「中学年においては、外国語活動を短時間学習で行うことは困難であり、小学校の教育課程全体を見通して弾力的な時間割編成を行っていくことが必要とされている」という記述に留意する必要がある。3年生は、1時間の時数増で対応できるが、4年生の場合の英語の時間の捻出は、高学年と同じ悩みを伴うということである。

3点目は、全国公立学校教頭会による副校長及び教頭の勤務時間に関わる調査結果についてである。

教頭の1日当たりの勤務時間は小・中とも『13時間以上14時間未満』が最も多く、それぞれ3割前後。12時間以上を合計すると8割以上に及ぶ。

連合総研の調べでは、各都道府県が条例で定めている教員の勤務時間を、全国の公立小学校教員の56.9%、中学校教員の55.7%が知らないことが分かったそうである。労働法が専門の明治大学の青野教授が「勤務管理は校長の責務」としてコメントを載せている。

この他、「いじめ・不登校」「読解力が危ない」「変わる政令市・税源移譲の春」「教育ルネッサンス・学校の危機管理」などの資料もまとめているので、ご覧いただきたい。

最後に道内関係の記事から1点、変形労働時間の対象拡大等についてお話しする。

今回の対象業務拡大では、4月1日から『家庭訪問』と『教育相談』を対象に加える。いずれも、自校の教育計画に位置付けられているものに限り、突発的に実施されるものは対象としていない。また、文化祭などの事前準備業務は、現行で1週間前からとなっていたものを、2週間前からと期間を延長した。

さらに、今回、土曜授業を実施しやすい環境を整備するため、勤務時間の割振り変更を『4時間または3時間45分』を単位とするよう改正。4時間勤務と3時間45分勤務で計2回の土曜授業を行った場合、勤務時間の割振り変更を同じ日に行い、1日の週休日にできるようになった。

この他にも、様々な資料を掲載している。必要に応じてご活用いただければ幸いである。

なお、今年度から理事研修会が行われない月については、事務所の方から「教育情勢」の原版をお送りしていたが、2月分は既に上旬に送っているため、今回の記事を3月分となり最終となるので、ご承知おき願いたい。